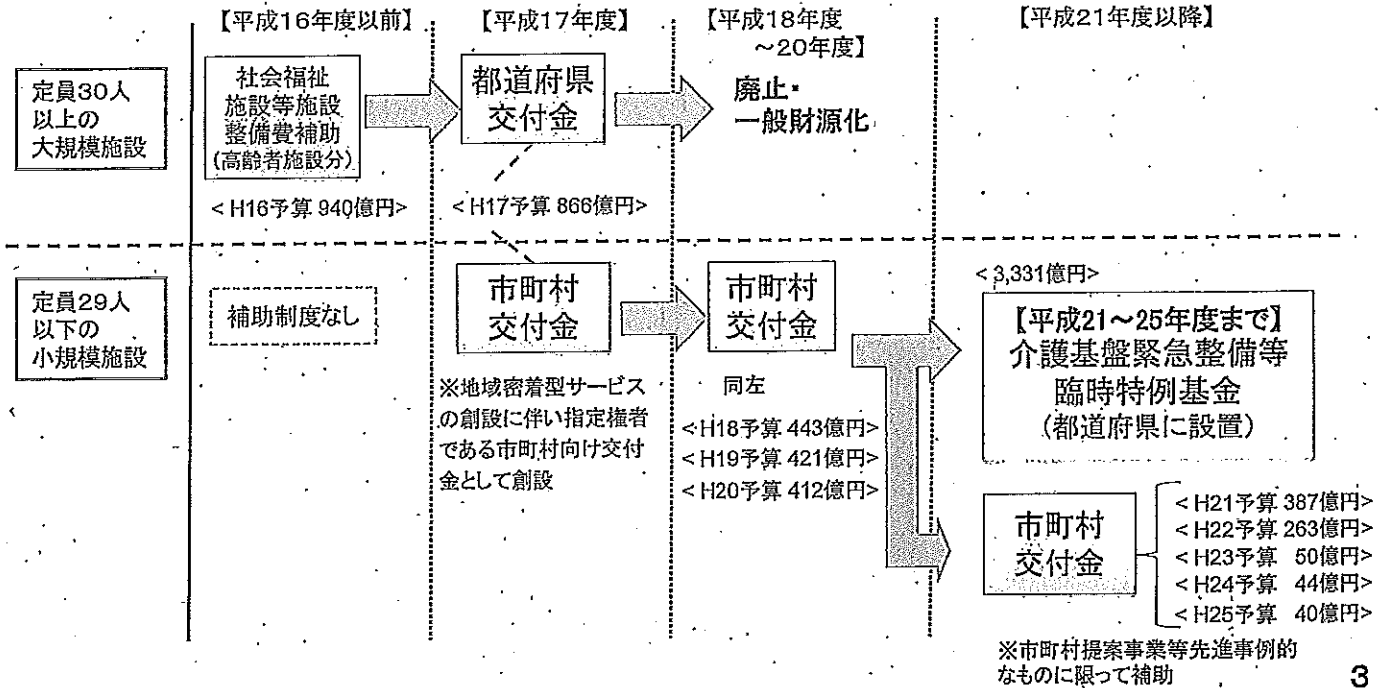


II. 介護基盤の整備について

高齢者施設整備費の現状と変遷

<<高齢者施設整備費の現状>>

- 広域型施設(定員30人以上の特養・老健・ケアハウス等)は、一般財源化されており、国の補助制度はなし。
- 地域密着型施設(定員29人以下の特養・老健・ケアハウス等)は、国からの補助で都道府県に設置された基金により補助。



3

介護基盤の整備状況について (各施設別の状況)

(単位: 万人)

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 実績	合計
特別養護老人ホーム	1.2 (0.2)	2.3 (0.7)	2.8 (0.9)	1.9 (0.4)	8.2 (2.1)
介護老人保健施設	0.5 (0.0)	0.6 (0.0)	0.7 (0.0)	0.6 (0.0)	2.4 (0.1)
ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	0.1 (0.0)	0.1 (0.0)	0.1 (0.0)	0.0 (0.0)	0.3 (0.1)
認知症高齢者グループホーム	0.9 (0.4)	1.1 (0.7)	1.0 (0.6)	0.6 (0.3)	3.6 (2.1)
小規模多機能型居宅介護事業所	0.3 (0.2)	0.5 (0.3)	0.6 (0.4)	0.4 (0.2)	1.7 (1.1)
合計	3.0 (0.8)	4.7 (1.8)	5.1 (2.0)	3.5 (0.9)	16.2 (5.5)

()内は、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」による整備分の内訳。

- ※ 補助金等の交付を受けずに事業者が自己財源により整備するものも含む。
- ※ 対象施設については、以下のとおり。
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)、小規模多機能型居宅介護事業所
- ※ 小規模(定員29人以下)な施設に対する補助は、各都道府県に設置された「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」(平成21年度第一次補正予算及び平成22年度補正予算等により措置)により実施されている。
また、広域型(定員30人以上)の施設に対しては、各都道府県、指定都市及び中核市により補助(特別の地方債による地方財政措置を講じている。)が行われている。
- ※ 上記、施設整備費に対する補助のほか、施設の開設準備に要する経費の補助として、各都道府県に設置された「介護職員処遇改善等臨時特例基金」(平成21年度第一次補正予算及び平成24年度予備費により措置)による支援が実施されている。